

資料；年次改革要望書

2008年(平成20年)12月15日
弁護士 武本夕香子

資料:「年次改革要望書」 真実?都市伝説?

I) この資料を作成するに至った経緯

私が、年次改革要望書を読んでみようと思ったきっかけは、1997年の年次改革要望書に「1998年4月1日から1500人以上」、1999年の年次改革要望書には「遅くとも2001年4月1日から1500人以上」とアメリカが具体的な時期と人数まで指定して日本に要望を突き付け、あたかもそれに合わせるかのように、法曹人口が急激に増員されてきたことを発見したからである。司法改革だけではなく、郵政民営化、独占禁止法の改正、保険業法の改正等々、年次改革要望書の記載された事項が次々と実現されているかに見える。

年次改革要望書とは、毎年アメリカが日本に突き付ける要望で、その後、日本がアメリカに対して中間報告を提出して、どの程度目標が達成されたかについて報告をすることになっている(体裁上は、相互に要望を出し、相互に報告をすることになっているが、内容及び容量等からして対等な関係でないことは明らかである。)

2000年(平成12年)年に公表された年次改革要望書の「法曹人口の増加」の記載欄には、「**基本原則としては、法曹人口は、規制当局あるいは専門組織によって恣意的に設定されるべきではなく、法律サービスに対する市場の需要によって決定されるべきである。その第一歩として、米国は日本に対して、自由民主党司法制度調査会が2000年5月に提言した目標(ある一定期間内にフランスのレベルに到達する)のように、弁護士数がある一定数、大幅に増加させることを求める。**」と言う記載がある。皆さんもこの議論にはあらゆる場面で出くわされるのではないだろうか。

司法改革その他の改革が、ほとんど十分な議論をされることもなく、「あれよあれよ」と言う間に決まってきた。「いったい誰が、どのような形で、こんな大問題を短期間で成立させるように舵を取っているのだろうか?」。それが、私の最初の素朴な疑問であった。確かに、私達法曹関係者には、司法制度に対する閉塞感があったが、国民・市民から司法への不満は統計上も経験上も認められなかったからである。市民には、司法に対する不満どころか、司法に対する関心さえなかった。日本の裁判期間は諸外国に比べて短いのに、「日本の裁判期間は諸外国に比べて長い。」という誤った報道まで行い(日本の裁判期間が短いことは、既に私が別の冊子で、統計的資料を挙げて論証した通り)、何故司法改革を拙速に進める必要があったのか。

更に、年3000人という司法試験合格者数さえも、ある日突然言い出され、決定したのである。

「いったい誰が」?

誰しも疑問に思うであろう。そして、その答えとして、「年次改革要望書」を挙げる方が一定数いることが分かった。「年次改革要望書」が真犯人であるか否かは、私にはわからない。一介の弁護士に、政策決定の真実など分かりようもなく、長年、最高裁におられ、政府の中枢にも近い方に伺ってみたが、やはり御存じないとのことであった。

ともかく、自分で読んで、自分で考えよう。読んだからには、資料を公開し、多くの方に考えてもらおう。それが、この資料を作った経緯である。

最後に、年次改革要望書を読み、私の考えを「V) いくつか蛇足を」や「(説明)」で少しは述べているが、はっきりとは書いていない。皆さんにもお考え戴き、議論を深める端緒として役立てられれば幸いである。

なお、先日(2008年12月6日)の法曹人口問題を考える市民シンポで、冬柴議員は、「アメリカの圧力で3000人になった」旨明確に言っておられた。年次改革要望書の影響はどれほどのものかわからないが、アメリカの意向がある程度働いていたことは否定

できないであろう。

II) 原文に当たった理由

資料作成に当たっては、かなりの部分に仮和訳が出ているが、英文も参照した。なぜかという、私は日弁連の国際刑事立法対策委員会の委員をしているが、共謀罪に関して外務省や政府寄りの学者によって翻訳がゆがめられていると感じたからである。

政府側は「共謀罪を創設しなければ、国連の国際犯罪組織防止条約を批准できない」と主張していた。その主張に係る文書（国際犯罪防止条約の立法ガイド、パラグラフ 51）の外務省の「仮訳」では、「共謀又は犯罪の結社の概念のいずれかについてはその概念の導入を求めなくとも」となっており、少なくとも「共謀」または「犯罪の結社（参加罪）」のどちらかの概念が必要であるとの訳文になっていた。ところが、原文は「without requiring the introduction of either notion」であり、明確に「どちらの概念も必要とされない」と書かれている。外務省は、「法律の意味からしていずれかの概念は必要である」といったような反論をしているが、これは成文法の方法を踏みにじるものである。

また、早稲田大学教授の古谷修一氏は、同じ部分について「フランス語訳は、明らかにどちらか一方が必要と書かれている」という意味のことを書いている（警察学論集第 61 巻第 6 号第 149 頁参照）が、これも原文のフランス語にあたると、むしろ英文より明確に「どちらも必要がない」と書かれていたのである（このあたりのことについては、簡単に、2008 年 12 月に発行される「日弁連ニュース」でも書かせて戴いた。）。

そうしたわけで、年次改革要望書も原本にも当たってみることにした。国際犯罪防止条約の立法ガイドが、外務省の仮訳なら、年次改革要望書は在日米国大使館による仮和訳である。仮和訳では不信感が残る（アメリカから日本への要望書は、英文が正本で、在日米国大使館による仮和訳がつき、日本からアメリカへの要望書は、外務省による仮英訳がつく。後に書くように、2001 年新しい枠組みが作られ「要望書 Recommendations」に変わってから中間報告には外務省仮和訳がつくようになった。）。

III) 年次改革要望書にまつわる噂？疑惑？真実？

「年次改革要望書」については、議論は分かれている。日本の政策は、アメリカからの「年次改革要望書」どおりに進んでいると言う人もいれば、その人達に対し「被害妄想だ。」「アメリカ陰謀論はよくない。」と批判する人もいる。

ともかくも、以下のような、政策が、年次改革要望書により施行されたといわれている。

1997 年 独占禁止法改正・持株会社の解禁

1998 年 大規模小売店舗法廃止、大規模小売店舗立地法成立（平成 12 年（2000 年）施行）、建築基準法改正

1999 年 労働者派遣法の改正、人材派遣の自由化

2002 年 健康保険において本人 3 割負担を導入、弁護士業の自由化

2003 年 郵政事業庁廃止、日本郵政公社成立、商法改正

2004 年 ロースクールの設置と司法試験制度変更

2005 年独占禁止法改正、日本道路公団解散、郵政分割民営化、新会社法成立、保険業法改正、

2007 年 新会社法の中の三角合併制度が施行

IV) 資料：年次改革要望書の内容

当初は、現在公開されている年次改革要望書（正確には、やや広い意味で U.S.-Japan

Regulatory Reform Reports) の司法関係項目の英文仮和訳全てを収載するつもりで、作成した。しかし、それは 100 頁を超える資料となり、到底配布できなかつた。よって、断腸の思いで原文を削除し、概略をお知らせするだけに留めざるを得なかつた。

ただし、原文は、下記 (VI) 記載のアドレスから簡単に参照することができる。

資料は、以下のようにして絞り込んだ。

- ・年次改革要望書は、アメリカ政府との間のものと、EU との間のものがあるが、前者だけを取り上げる。
- ・年次改革要望書には、日本からアメリカへのものと、アメリカから日本へのものがあるが、後者だけを取り上げる。
- ・アメリカから日本への年次改革要望書の中で、法律関係は、様々な項目に分散して記載されているが、それらを網羅することはあきらめる。主として「法サービス」という表題部分を対象とする。
- ・日本語訳がない部分は、全訳を載せるが、それ以外は概略を記すに留める。
- ・上記概略の当否は、下記 (VI) 記載のアドレスから、誰にでも確認ができる。

V) いくつか蛇足を

この資料は、文字通り資料として役立ててもらおうと作成した。そのため私見を開陳することはできる限り控え、読者自身での判断を待ちたいと思っている。

しかし、幾つか気付いたことを纏めておくのもまた、役に立つと思い、以下に略記する。当否は、原文に当たってご判断戴きたい。

1) 年次改革要望書の法律サービスに対する要望は、徹底してアメリカの商取引をやりやすくするための要望である。社会正義とか、日本国民にとってより良い法体系という視点はない。

2) 法曹人口についての要求の推移は以下の通り。年次改革要望書が先走って要求することもあれば、日本が、自ら言い出した人数を後追いの形をとることもある。ただし、日本側が自ら言い出したといっても、アメリカの影響があることは前述した冬柴議員の言葉からも推認される。

1995 : 二倍 (1000 人)

1996 : 約 1500 人

1997 : 1998 年 4 月 1 日から 1500 人 以上

1998 : どう遅くとも 2000 年 4 月 1 日から 1500 人以上

1999 : 遅くとも 2001 年 4 月 1 日から 2000 人以上

2000 : この年は、人数を挙げず 2000 年 5 月 18 日の自由民主党司法制度調査会の提言 (フランス並みにする) どおりせよと言う。

→この年、日弁連の臨時総会「法曹人口、法曹要請並びに審議会への要望に関する決議」が可決された。

(2001.6 月の中間報告で、日本が「2010 年頃までに 3000 人」をアメリカに約束。)

2001 : 3000 人という数字が、初めて記載された。

2002 : 法曹人口に対する要求なくなる。

3) ロースクールについては、はっきりとした記載はない。人数さえ増やせば、法曹養成制度はいつでもよいとアメリカは考えているようですらある。

4) 弁護士事務所の法人化について、1998 年の要望書で要求。目的は、「国際的な法サービスを受けやすくするため。」という。

→これについては、平成 13 年 10 月 23 日付け法人化問題について私の冊子あり。

5) 広告規制の撤廃 1998 年

6) 司法制度改革審議会の設置 2000 中間報告 : 最初からアメリカの意を受けた審議会

であったことが分かる。

7) 民事訴訟の迅速化：2000 年前後から言われ始めている。

8) 日弁連への圧力：2002 年から強まる。現在の司法改革は、日弁連潰しだという声は以前からある。その真偽の程は不明だが、少なくとも当初アメリカが法曹人口の増大を言い出したのは、日本の弁護士をアメリカの法律会社（本来、法律事務所と訳されることが多いが、アメリカの場合、法人であることから、日本と区別するために「law firm」を、「法律会社」と訳す）が安く使えるようにするために、当初の目的は日弁連潰しではなさそうに思える。しかし、1999 年ごろから、日弁連や地方弁護士会の規則などを問題視し始め、2002 年前後になって、外国弁護士を日弁連の投票権を持った会員とするような要求が出される。

そして現在、日弁連や弁護士自治は、ほとんど崩壊させられたに等しいことがこの書面を読み進むうちにご理解戴けると思う。実際、中間報告には、アメリカに対して「日弁連を動かすため法務省などが圧力をかけた」と読める報告が見られるからである。

9) 2003 年ごろの司法制度改革の中心課題は、司法による行政機関の監視の強化に移る。結局、行政による規制行為をやめさせるためのものようである。

10) パブリックコメントの要求：年次改革要望書は、しばしばパブリックコメントの手法を使うことを、要求している。例えば、2003 年の年次改革要望書には、「**外弁が外弁法および弁護士法の改正に伴う規則、規制の素案作成にかかわるすべての委員会、研究会に完全な形で参加することを認めること、さらに、日弁連がそのような規則および規制の素案をパブリックコメントに付すため、最終決定がなされる代議員会および、あるいは、総会に相当期間先立って公表することを確保する。**」とある。パブリックコメントというと、広く意見を求めることで大変良いことのようにあるが、1995 年のアメリカからの中間報告には、次のように書き始められる。(武本訳)「**日本政府からのパブリックコメントの願いに応えて、アメリカ政府は、注意深く日本政府の規制改革中間プランを検閲(review)し、添付した詳細なコメントを用意した。**」

よって、「パブリックコメント」とは、アメリカが意見を言う場を作るということのようにある。

11) ADR は、2004 年ごろより、要求が激化する。ADR に対する要求は、アメリカが紛争を「迅速かつ廉価」に済ますことを目的としたものである。日本の法務制度を、形骸化しかねない要求と思われる。

渉外の現場にいない私は、そもそも ADR の必要性すらよく理解できなかった。裁判所が、調停という場を無償で提供しているのに、なぜ ADR が必要だろうか？例えば、離婚なら、債務名義が取れ、かつ、無償に近い調停があるのに、債務名義が取れない有償の ADR を利用するメリットは無く、むしろデメリットばかりである。大抵の市井の家事・民事事件にとって、ADR の意義はあまりない。

ところが、渉外事件では、そうではない。アメリカにとっては、ADR は非常に利用価値の高い制度なのである。アメリカの要求では、ADR での、規則、プロセス、基準、そしてそこで使用される法律までも、お互いの合意によって決められるようになっている。また、ADR は法律業務ではないので、弁護士を排除できるとする。このままだと、ADR という名を借りて、アメリカの裁判を日本で開くことが可能になりそうな内容である。実質的な治外法権ではないかとの疑いがぬぐいきれない。2004 年のアメリカの ADR に関する要求は、ぜひ広く読んでいただきたい。そして、2005 年の中間報告で、日本側がアメリカのほとんどの要求を受け入れる形で、ADR 問題の中心課題は終結する。小泉政権 5 年目のことである。

VI) 年次改革要望書の概要

1) 資料の存在

アメリカから日本への要望書は、駐日米国大使館のウェブサイトに、在日米国大使館による仮和訳付で公開（一部は和訳がない、また、2002年から中間報告だけには外務省の訳がついている。）されている。ただし、これは、近年の中間報告や要望書がなかったり、ファクトシートだけがリンクされていたりと、不備なものである。近年の要望書は、駐日米国大使館のウェブサイトを探せば見つけることができる。

アドレス：<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/e/jusaj-econ-doc.html>

和訳がないが米国通商代表部が公開しているものは、以下のアドレスを参照。アドレス

http://www.ustr.gov/World_Regions/North_Asia/Japan/Regulatory_Reform_Initiative/Section_Index.html

日本からアメリカへの要望書は、外務省のウェブサイトにおいて日本外務省による仮英訳付で、以下に公開されている。レイアウトはダサいが、完備したものである。

アドレス：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/pship_g.html#03

2) 年次改革要望書について

最初の年次改革要望書が作成されたのは平成13年（2001年）であるが、それ以前から「日本とアメリカ合衆国との間の規制緩和に関する対話に基づく双方の要望書」というものが存在し、それは1994年に始まっている。上記、駐日米国大使館のウェブサイトにも、U.S.-Japan Regulatory Reform Reportsとして1994年からの文章が公開されている。よって、広い意味での年次改革要望書は、1994年からとしてよいだろう。本資料でも、1994年からの文書を検討する。

1994年 - 2000年の文書の表題は、2001年以降の「要望書 Recommendations」ではなく、「Submission」である。意味は、「依頼」や「提案」だろうが、同時に「服従」「降伏」の意味もあるのが、興味深い。アメリカ側の仮訳は、どちらも「要望書」とする。

以下、要望書、中間報告と略記するが、正式名称は以下の通りである。

1994-2000年の要望書：年ごとにマイナーチェンジあり。

2001年以降の要望書：以下の文書名で一定。

正式名：Annual Reform Recommendations from the Government of the United States to the Government of Japan under the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative

仮和訳名：日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく日本国政府への米国政府要望書

「Annual Reform Recommendations」であるから、上記仮和訳のような「要望書」ではなく、通常使われる「年次改革要望書」が良い。「日米規制改革および競争政策イニシアティブ」は、外務省のホームページからすると日米の規制改革に対するプロジェクト名らしい。

中間報告（私が勝手に呼んでいる名前で、余所では通じません。）は、最初アメリカ政府からの成績表のごときものだったが、後に日本自身がこれだけ頑張りましたと言う場になる。中間報告の正式名称は、駐日米国大使館のウェブサイトを参照。

日本からアメリカへ対する要望書については、割愛するが、それをじっくり読んでいられると思われる櫻井議員の以下のような発言を参考までに提示する。この櫻井議員の質問への竹中平蔵大臣の返答が、よく引用される有名な返答で、年次改革書を見ていないと言っている（竹中氏は、2004年「(年次改革要望書の存在を) 存じ上げております」と答弁している。

第162回国会 郵政民営化に関する特別委員会 第12号平成十七年八月二日(火曜日) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/162/0087/16208020087012a.html>

櫻井充君 (前略) アメリカの要望書は極めて具体的でございます。一方、日本の要望書は、ちなみに御紹介させて、御紹介いたしておきますが、要するにパスポートを何とかしてくれとか、それからいわゆる陳情みたいな形で、この部分を何とかしてほしいので以下を要望するとか、そういうレベルでしか書かれていないんですね。(中略) その中で、例えば「民間企業と同一な競争条件の整備」というところ、米国政府からは民間企業と同様の法律、規制、それから規制監督を適用するというふうに言われております。そうすると、郵政民営化整備法の第二条のところ、「次に掲げる法律は、廃止する。」と、郵便貯金法、郵便為替法、郵便振替法、簡易生命保険法と、こうやって全部意向を受けていると。

国務大臣(竹中平蔵君) (前略) ここで読み上げる、読み上げていただくまで私は、ちょっと外務省には申し訳ありませんが、アメリカのそういう報告書、見たこともありません。(後略)

Ⅶ) 各年度の要望書、中間報告の公開日・ページ数

年月日	種別	全 ページ数	司法関係のページ数(約)	特記事項
1994.11.15	要望書	35	0.5	広い意味での年次改革要望書の最初のもの。日本語訳は、公開されていない。
1995.3.22	中間報告	21	0.5	正確には、日本の中間報告に対するアメリカからのコメント。日本語訳は、公開されていない。 タイプ打ちの粗雑なテキスト。空白も多く、ページ数もふられていない。
1995.11.22	要望書	52	0.5	日本語訳は、公開されていない。他では、非常に具体的な要求が並んでいるが、法サービスへの要求は、シンプルである。
1996.11.15	要望書	55	1	この時から、在日米国大使館による仮訳が公開されるようになる。
1997.6.19	中間報告	3	0	共同声明の形式。協議の枠組みを言うもので、具体的な要求はない。割愛する。
1997.11.7	要望書	30	1	全30ページと短いですが、legal servicesの部分は、増えている。この年も、中間報告なし。
1998.5.15	中間報告	15	0.7	(第一回)共同現状報告と題される。初めての日米共同の具体的内容のある中間報告。しかし、日本の現状報告で、アメリカの現状は報告されていない。
1998.10.7	要望書	52	1.5	やや要望が増えてきている。
1999.5.3	中間報告	30	0.3	日米共同現状報告だが、ほとんどが日本の対応の報告。しかし、この年から、アメリカ側の対応も書かれるようになった。

1999.10.6	要望書	47	2	legal services について、以前の倍ほどの 2 ページ余が裂かれている。
2000.7.22	中間報告	39	1	日本の規制改革が 27 ページ、アメリカの規制改革が 11 ページの割合。
2000.10.12	要望書	51	3.2	この年から、法曹関係の表題が LEGAL SERVICES から、LEGAL SYSTEM AND INFRASTRUCTURE に変わる。
2001.6.30	中間報告	47	3	日米共同。日本側の規制改革 36 ページ、アメリカ側 10 ページ。
2001.10.14	要望書	51	3 (以下、詳論部のみのページ数)	現在の枠組みでの第 1 回要望書。この年以降、概要と詳論に分けられる。法曹人口 3000 人を要求。
2002.6.25	中間報告	50	2	現在の枠組みになってはじめての中間報告。両国首脳への報告書という形をとる。外務省による仮訳がついた。JUDICIAL SYSTEM REFORM という新しい用語が現れた。おおよそ日本 33 ページ、アメリカ 15 ページ。
2002.10.23	要望書	49	2	JUDICIAL SYSTEM REFORM と用語が前面に出てきたが、約 2 ページで、分量としては減少している。
2003.5.23	中間報告	57	2.5	外弁による日本弁護士への雇用などが多く認められる。
2003.10.24	要望書	59	1.5	法律関係の記載は減少。
2004.6.8	中間報告	67	1.8	67 ページと大部なもの。今回は、英文の資料にも、日本の対応とアメリカの対応双方が記載されている。日本：米＝2：1 は変わらず。
2004.10.14	要望書	69	2.5	ADR に対する強い要求。
2005.11.2	中間報告	87	2.5	両国首脳への報告の形。11 月という遅い時期の中間報告。
2005.12.7	要望書	56	1	12 月という遅い発行。仮訳には、「注：下記の日本語文書は仮翻訳であり正文は英文。」という注が新しく付けられている。
2006.6.29	中間報告	76	1	この前後は、Jpan Post に関する記載が多く、法サービスは 1 ページほどである。
2006.12.5	要望書	47	2.5	2.5 ページと司法への要望が増えているようだが、これは従来別項目だった「商法」と一つにされたからである。司法への要望は減っている。Achieving Legal System Reform の語も見え、アメリカが司法改革は終わりに近づいていると認識していることが分かる。
2007.6.6	中間報告	76	4	分量として日本 2：アメリカ 1、商法 3：司法改革 1
2007.10.18	要望書	50	3	
2008.6.5	中間報告	92	7	分量として日本 2：アメリカ 1 は変わらず。商法 6：司法改革 1。

2008.10.15	要望書	45	5（詳論部、 商法を含む）	ページ数は増えているが、商法込みで考えると以前ほどの司法への要求はない。
------------	-----	----	------------------	--------------------------------------

VI) 仮和訳で気になること。

A) 在日米国大使館の仮和訳について

- ・翻訳は、粗雑でかつわかりにくい、大きな間違いはない。
- ・1994年の最初の要望書から2008年まで「外国法事務弁護士」という聞きなれない用語が多用されている。正式な用語だが、普通の日本人が仮訳を読んだとき、分かりにくくなることは否めない。また、Legal Services (Gaikokuho-Jimu-Bengoshi)と書かれていたり、外国法務コンサルタントや外弁 (foreign lawyer) の翻訳のような解説のようなものとして使われていたり、用語の雑な使用が目立つ。
- ・ともかく、所謂「外弁法」の有資格者が、「外国法事務弁護士」または「外弁」であり、そうでないものが「外国弁護士」であるが、時により曖昧なことがある。
- ・foreign lawyerは、資格のある外弁なのか、単なる外国弁護士なのか、文脈から判別できない部分もあった。その場合、在日米国大使館は、「外国弁護士」と訳することが多く、私訳では「外国法律家」とした。

B) 外務省訳について

問題がないわけではないが、良い訳である。原文は日本語なのかもしれない。外務省では、「外国法事務弁護士」の英訳を「foreign legal consultant」としていることもある。

VII) 資料：U.S.-Japan Regulatory Reform Reports 「規制改革要望書および関連ドキュメント」

1994

11/15/1994：要望書 Submission by the Government of the United States to the Government of Japan Regarding Deregulation and Administrative Reform in Japan (説明・概略)

広い意味での年次改革要望書の最初のもの。日本語訳は、公開されていない。法曹関係は、35ページ中の0.5ページで、アメリカの要求も、下に全訳を示した程度のシンプルなものであった。「外国法律家は、日本内の取引や貿易を促進することに重大な役割を果たす」と書き始められ、アメリカの求める司法改革は、当初から日本への輸出を増やす目的であったことが知られる。

(日本語訳ないため武本試訳)

H. 法律サービス

外国法律家は、日本内の取引や貿易を促進することに重大な役割を果たすという事実に鑑み、アメリカ政府は、日本政府が日本の外国法律家の活動に適用しうる規制を更に自由化することを求める。そこには、外国法事務弁護士への規制も含む。更に特定すると、アメリカ政府は日本政府に、以下のことを要求する。

1. 日本での国際仲裁行為において、外国法律家が当事者を代理する権能に対する規制を全て撤廃する。
2. 外国法律家と「弁護士」の間、外国法律家と日本の他の法律専門職の間のパートナーシップや雇用の協定に対する規制を撤廃する。

3. 外国法事務弁護士の資格要件である5年の経験に、どこでその経験を積んだかにかかわらず、全ての法律経験を算入することを、外国法律家に許可する。

以上

1995

03/22/1995 : 中間報告 Comments by the Government of the United States on Japan's Interim Deregulation Report

(説明・概略)

表題の通り、日本の規制改革中間報告書(行政改革委員会の規制緩和に対する意見の中間報告と思われるが、不明。)に対するアメリカ政府のコメント。タイプ打ちの粗雑なもの。法曹関係は21ページ中の0.5ページ。訳がないので私訳を示す。かなり高圧的な書き方である。

(日本語訳ないため武本試訳)

法律サービス

我々は、中間報告に法律サービス問題についていかなる進展も見出せないことに失望した。法律サービスの規制は自由化されるべきであるというあの「規制撤廃研究班(正式名称不明)」による強い要望があってみれば、なおさら問題である。中間報告では、国際仲裁における代理の規制は、法務省-日弁連研究グループにより見直し中であると述べてはいるが、研究グループの検討に、特定の方向性も時間枠も細部は書かれていない、日本政府の行動予定もない。最終報告は、こうした脱落を是正することを希望する。

日本及び外国法律家間のパートナーシップと雇用、及び「外国法事務弁護士」資格のための法律経験の場所の規制については、我々は、現在の規制は不当な重荷であり不適切であるという信念を変えていない。それゆえ、我々は、日本政府にこれらの問題に立ち戻り、これら規制の自由化計画を最終の規制撤廃計画に盛りこむことを、強く勧告する。

以上

11/22/1995 : 要望書 Submission by the Government of the United States to the Government of Japan Regarding Deregulation, Administrative Reform and Competition Policy in Japan

(説明・概略) 法曹関係は、52ページ中の0.5ページ。日本語訳は、公開されていない。内容は、1994の要望に、法曹人口の倍増が言われている。この時はまだ年1000人の要求だったのである。これについては、まず日本の弁護士のレベルを落として、アメリカの弁護士が入り込みやすくすることが目的である、いや外弁が日本の弁護士を安く雇用できるようにするためであるなどがいわれているが、真偽は不明である。

(日本語訳ないため武本試訳)

H. 法律サービス

1. 外国法律家は、日本内の取引や貿易を促進することに重大な役割を果たすという事実に鑑み、**アメリカ政府は、日本政府が日本の外国法律家の活動に適用しうる規制を更に自由化することを求める。**そこには、**外国法事務弁護士への規制も含む。**更に特定すると、日本政府に、以下をすべきである。

a. 日本での国際仲裁行為において、外国法律家が当事者を代理する権能に対する規制を全て撤廃する。

b. 外国法律家と「弁護士」の間、外国法律家と日本の他の法律専門職の間のパートナーシップや雇用の協定に対する規制を撤廃する。

c. 外国法事務弁護士の資格要件である5年の経験に、**どこでその経験を積んだかにかかわらず、全ての法律経験を算入することを、外国法律家に許可する。**

さらに、

2. 次の学期に、司法研修所の定員を二倍にする。

以上

1996

11/15/1996 : 要望書 Submission by the Government of the United States to the Government of Japan Regarding Deregulation, Administrative Reform and Competition Policy in Japan

(説明・概略) 55 ページ中、法曹関係は約 1 ページ弱。この時から、在日米国大使館による仮訳が公開されるようになる。大使館訳は、「employment」を弁護士の雇用の場合は「採用」と訳し、その他の場合は「雇用」に訳すなど、姑息な訳し分けが見られるが大きな問題はない。ただ、「法曹養成制度等改革協議会」を「司法試験及び研修の改革に関する審議会」と訳していたりして、粗雑な訳であるには違いない。

内容はほとんど前年度のものと同じであるが、唯一の違いは、年 1500 人が言われていることで、前年度の要求より 500 人増えている。この人数の増加は、前年の平成 7 年 11 月 13 日の前記協議会の意見書で言われていることを受けたものということになっている。

1997

6/19/1997 : 中間報告 JOINT STATEMENT ON THE U.S.-JAPAN ENHANCED INITIATIVE ON DEREGULATION AND COMPETITION POLICY UNDER THE US-JAPAN FRAMEWORK FOR A NEW ECONOMIC PARTNERSHIP

(説明・概略) 3 ページのみ。共同声明の形式をとった最初のもの。協議の枠組みだけを言うもので、具体的な要求はない。割愛する。

11/07/1997 : 要望書 Submission by the Government of the United States to the Government of Japan Regarding Deregulation, Competition Policy, and Transparency and Other Government Practices in Japan

(説明・概略) 30 ページ。法曹関係は 1 ページ。要望が、かなり増加し具体的になった。第一パラグラフの「法律上複雑な金融サービス製品に関して」は、「法律上複雑な金融サービス商品を構成するために」が正しい。アメリカの要求は、どこまでも商取引に役立つ司法である。

法務省の「外国弁護士問題研究会」の結論を厳しく非難した後、A - E の五項目が要求されており、A を特に強く要求している。この中で、「1998 年 4 月 1 日から、合格者を 1500 人にする。」は、明らかに当時の日本国内の合意より先を行っている。

内容の概略は以下の通り。

- A. **外国法事務弁護士と日本弁護士のパートナーシップと、外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用。**
- B. **第三国法については、外国法事務弁護士と日本弁護士は同等に仕事してよい。**
- C. 外国法事務弁護士となるための職務期間要件を 2 年にする。経験の場所を問わない。
- D. **1998 年 4 月 1 日から、合格者を 1500 人にする。**
- E. **外国法事務弁護士による準法律専門職の雇用と、日本政府機関に対して依頼人の代理をできるようにする。**

1998

05/15/1998 中間報告 First Joint Status Report on the U.S.-Japan Enhanced Initiative on Deregulation and Competition Policy

(説明・概略) 15 ページ中、法曹関係は 0.7 ページ。「(第一回) 共同現状報告」と題される。初めての日米共同の具体的内容のある中間報告。しかし、実際は、日本の現状報告で、アメリカの現状は報告されていない。訳は、外務省。

日本の報告の概略は、以下の通り。

G. 法的サービス

1. 外国法事務弁護士となるための職務経験年数を 5 年から 3 年に。(日本での経験年数は 1 年算入可能)
2. 上記職務経験要件に、当該弁護士が第三国において母国法に関する法律業務を行っていた期間も算入許容。
3. 第三国における資格を有する外国の弁護士から書面による助言を得た場合には、外国法事務弁護士が当該第三国法に関する法律業務を扱うことができるようにした。
4. 渉外的法律事件について外国法事務弁護士と日本の弁護士が共同事業を営む際の共同事業の目的に関する規制を緩和した。

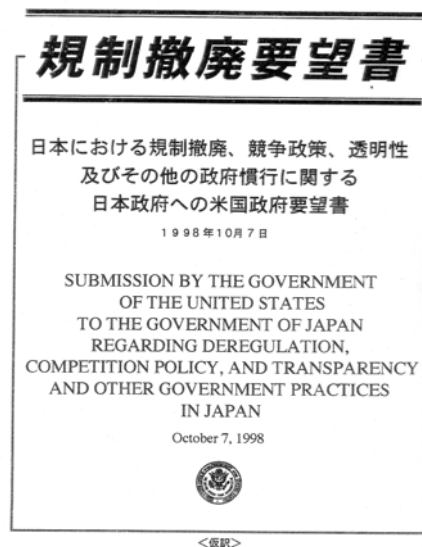
10/07/1998 要望書 Submission by the Government of the United States to the Government of Japan Regarding Deregulation, Competition Policy, and Transparency and Other Government Practices in Japan

(説明・概略) この年の、仮訳の表紙は下のような「規制撤廃要望書」と大書したもので、ちょっとした見もの。

要望は、A - G の 7 項目。A が最優先。

概略は以下の通り。

- A. 外国法事務弁護士と日本弁護士のパートナーシップと、外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用。
- B. 外国法事務弁護士となるための職務経験年数に、日本での経験年数全てを算入可能にする。
- C. **どう遅くとも 2000 年 4 月 1 日から、合格者を 1500 人以上にする。**
- D. **準法律専門職に対する制約の廃止**
- E. **外国法事務弁護士による準法律専門職の雇用と、日本政府機関に対して依頼人の代理をできるようにする。**
- F. 専門職組織の設立：アメリカ大使館訳の「専門職組織」は、「Professional Corporations」で、弁護士法人の設立の要望。目的は、「国際的な法的サービスを受けやすくするため」と書かれている。
- G. 広告規制の廃止。



1999

05/03/1999 中間報告 Second Joint Status Report on the U.S.-Japan Enhanced Initiative on Deregulation and Competition Policy

(説明・概略) 30 ページの文書で、法律サービスは 1/3 ページに過ぎない。共同現状報告とはいうが、ほとんどが日本の対応の報告。ただし、この年初めてアメリカ側の対応が別に書かれるようになった(日本 18p : アメリカ 4p)。

日本側の対応は、次の 2 点。訳は、外務省。

1. 1998 年 8 月施行の「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」の一部改正で、外弁との共同事業と外弁になるための職務経験要件の規制が緩和された。
2. **日本政府は、日本弁護士連合会(日弁連)に対し、1999 年度内に、弁護士による業務広告の禁止を撤廃するよう要請する。**

以上

10/06/1999 要望書 Submission by the Government of the United States to the Government of Japan Regarding Deregulation, Competition Policy, and Transparency and Other Government Practices in Japan

(説明・概略) 全 47 ページ。legal services について、以前の倍ほどの 2 ページ余が裂かれている。仮訳の驚くような表紙は同じ。

要望は以下の 7 項目。仮訳は、在日米国大使館。

A. 外弁との提携禁止条項の廃止

B. **外国弁護士規制の緩和**：この頃から、アメリカは日弁連及び各県単位弁護士会の規則や規制を問題視し始め、仮訳には「日弁連及び地方弁護士会に義務づける」という文言もみえる(原文は、「require」)。また、日弁連、地方弁護士会に、規則や規制をするならパブリックコメントによれと要望している。

C. 日本における職務期間を全て外弁となる職務要件期間に算入する。

D. **外弁による「第 3 国」法に関する助言に対する差別的制限の廃止**：アメリカの主張によると、日本の弁護士は「第 3 国」法に関して助言できるのに、外弁は当該第 3 国法の資格を持つ者からの書面による指導がないと助言ができないのは、差別的であるということ。

E. 専門職法人の設立の検討：前年「専門職組織」と訳していたのに、今年は専門職法人と訳を変えた。現在の弁護士法人などである。その目的は、「国際的法律業務の提供の促進」であり、つまりはアメリカの法人が仕事をしやすくすることだろう。しかも、ご丁寧に、「既存の国際法律専門職など」に「差別や不利益」を与えないように、弁護士法人を作るよう要望している。

F. **遅くとも 2001 年 4 月 1 日までに、年 2000 人。**

G. 準法律専門職との提携の制約廃止：準法律専門職としては、弁理士、税理士、司法書士、行政書士が挙げられている。

以上

2000

06/22/2000 中間報告 Third Joint Status Report on the U.S.-Japan Enhanced Initiative on Deregulation and Competition Policy

(説明・概略) 39 ページ中、法律サービス 1 ページ。日本の規制改革が 27 ページ、アメリカの規制改革が 11 ページの割合。

日本政府の答弁は、以下の 5 点。

1. 法律サービスに関する認識：国際金融センターや国際取引における法律サービス問題を認識しているというだけのもの。

2. 現行制度に関する意見交換：**日本政府は日弁連及び外国法事務弁護士協会との意見交換を開始した。**

3. **法曹人口の増加：1999 年度から 1,000 人程度へ増加した。「規制緩和推進 3 か年計画(改定)」(1999 年 3 月 30 日閣議決定)にあるとおり、司法試験合格者の 1,500 人程度への増加につき、現在調査・検討を進めている。**

4. 弁護士及び外国法事務弁護士による業務広告の自由化

米側要望をも踏まえた日本政府の要請等を背景に、日本弁護士連合会は、2000 年 3 月、弁護士及び外国法事務弁護士の業務広告について、これを自由化する会則等の改正を行った。

5. 司法制度改革審議会の設置：最初からアメリカの意を受けた設置であったことが分かる。

以上

10/12/2000 要望書 Annual Submission by the Government of the United States to the Government of Japan Under the U.S.-Japan Enhanced Initiative on Deregulation and Competition Policy

(説明・概略) 全 51 ページ。この年から、表題が LEGAL SERVICES から、LEGAL SYSTEM AND INFRASTRUCTURE に変わり、量としても 3 ページを超えるようになる。

法律の項目とは言うが、全体の前文は「商取引を円滑にし」「国際取引や国際投資に資する」などの商売一色である。I 法律サービス、II 法制度改革(後に訳語が 2 転する)の 2 項に分けて、要求が出される。

I 法律サービスでは、「国際金融センター」というキーワードが提示され、そのために外弁の自由な活動が、認められなければならないとする。具体的には、前年度と大きな変化はない。つまり、提携の自由化、外弁と日本の弁護士の差別をなくす、日本での経験を外弁となる職務要件に算入するなどである。

II 法制度改革も、前文で「企業が活動しやすくするための法制度改革」ということが

言われる。具体的には以下の通り。

A. 法曹人口：この年は、人数を挙げず平成 12 年（2000 年）5 月 18 日の自由民主党司法制度調査会の提言（フランス並みにする）通りせよと言っているのみ。また、法曹人口は「市場が決める」とも言っているので、現在の状況から法曹人口を減らすことには、アメリカは反対できないはずである。

なお、初めて 3000 人が言われたのは、平成 12 年（2000 年）8 月 7 日の司法制度改革審議会集中討議第 1 日目「フランス並みの法曹人口（5～6 万人）を目指すのであれば、年 3000 人としても実現は 2018 年になる。ミニマムの数字として年 3000 人合格を提言するべきだ。」（議事録に発言者名はない）と言われている（それより先に 3000 人発言があれば、お教ををこいたい）。

B. 民事裁判の効率化：裁判官の増員、証拠収集メカニズムの改善、他多数。

C. 仲裁に関する法律の改革

D. 司法による行政行為の監視権限の増大

E. 法的救済制度：行為差止救済の拡大など。

F. 司法の透明性：裁判所の決定・記録にアクセスしやすくする。

G. 国際民事訴訟手続きに合わせる：郵便による令状送達（左の大使館訳だが、Process を「令状」の意味に限定して訳して良いのか判断に迷う。）など。

以上

2001

06/30/2001 中間報告 Fourth Joint Status Report on the U.S.-Japan Enhanced Initiative on Deregulation and Competition Policy

（説明・概略）47 ページ中、法律関係は 3 ページ。日本側の規制改革 36 ページ、アメリカ側 10 ページ。2010 年頃までに 3,000 人をアメリカに約束する。

日本側の主張は、以下の通り。

A. 司法制度改革審議会が真面目に実施している（2000 年 11 月の中間報告、2001 年 6 月 12 日意見書）。

B. 法律サービス：司法制度改革審議会は以下の勧告をした。

1 特定共同事業に関する要件を緩和、

2 外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用を禁止する規制の見直しは引き続き検討。

C. 司法制度改革の推進体制：D の通り。

D. 司法制度改革審議会意見書

1. **法曹人口**：2004 年 1,500 人、2010 年頃までに 3,000 人を目指す。

2. **民事裁判の充実・迅速化**：一審の審理期間を半減、証拠収集の手段の拡充、計画審理の推進、裁判官の増員、弁護士の体制の改善。

3. **東京・大阪両地方裁判所の知的財産権を扱う専門部を実質的に「特許裁判所」に。**

4. 民事訴訟の提訴手数料の低額化

5. **仲裁法制の整備**

6. **行政事件訴訟法の見直しを含めた行政に対する司法審査の在り方に関する検討の開始**

E. 訴訟における行政文書の利用：2001 年 3 月文書提出義務の範囲を拡大する法案を国会に提出した。

F. 意見交換：日本政府は日本弁護士連合会、外国法事務弁護士協会及び在日米国商工会議所 (ACCJ) と引き続き意見交換を行う。

以上

10/14/2001 要望書 Annual Reform Recommendations from the Government of the United States to the Government of Japan under the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative

(説明・概略) 狭義の要望書の最初のもの。全 51 ページ。概要と詳論に分けられる。

在日米国大使館による仮訳の一例。括弧内は武本による訂正案。「日本の法制度は、商取引を促進し紛争を迅速に解決し(するとともに)、日本における国際的法律サービスの(市場の)需要に応えられるものでなければならない。」。相変わらず商売第一の法律改革である。

提言の要点(直訳: 要望のハイライト)は、次の5点にまとめられている。

1) 提携の自由化: 日本弁護士と外国弁護士間の提携の自由に関するすべての制限を撤廃。

2) **外国弁護士に課せられている規制: 外国弁護士による日本における弁護士の雇用を認める。また、第三国の法律に関する助言の提供に関して、外国弁護士の処遇を日本における弁護士と同様にする。外国弁護士による専門職法人、有限責任パートナーシップ(LLP)、有限責任法人などの設立を許可する。**

3) 外国弁護士に係わる規制制度の改善: 外国弁護士に影響を与える規則の制定および実施に関して、外国弁護士がその検討プロセスに参加できる機会を確保する。外国弁護士の登録までの時間を短縮する。

4) 司法制度改革審議会の意見書の実施: 法曹人口の増加、仲裁法の改正、民事訴訟の審理の迅速化と効率化、司法による行政機関の監視、そして、民事訴訟費用の引き下げといった司法制度改革審議会の意見書を迅速に実施する。

5) 日本の司法制度の改善: 司法制度の改善に向けて、証拠収集方法の改善、裁判の審理過程での企業秘密の保護強化、代理人と依頼人の基本的権利の明確化、司法による救済の更なる効率化、司法手続に係る透明性の改善などの追加的措置を講じる。

詳論部分で気になるのは以下の通り。

I-B-3. 弁護士と同様に外弁についても、専門職法人、有限責任パートナー・シップ(LLP)および有限責任法人(LLC)を設立することを認める。

: これは、前年から主張されている。

I-C-1. **外弁に影響を与えるすべての法律および規則の制定とその実施に関して、日本弁護士連合会(日弁連)および委任地方弁護士会が、その検討プロセスに外弁が参加できるように効果的な機会の提供確保を提案する。**

: 日弁連に対する要求。

II-A-1. **法曹人口の拡大: 早急に最低でも1500人に増加させること、3000人に増加させるための計画を策定することを強く要望する。**

II-A-5. 民事訴訟における裁判費用の軽減 米国は日本政府に対して、裁判を行う価値のある事件の提訴が回避されないことがないように、固定訴訟費用制度、あるいは大幅に軽減されたスライド費用制度を創設することを要望する。

: 今年初めてされた要望。

II-B-2. 裁判審理における企業秘密保護の拡大 米国は日本政府に対して、公開審理の過程で企業秘密が公開される問題に対処するために包括的な解決策を講じることを要望する。企業秘密を含む証拠の「インカメラ」審理(非公開審理)を導入することも適切な方策となり得る。

: 企業利益の保護。

以上

2002

06/25/2002 中間報告 First Report to the Leaders on the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative

(説明・概略) 現在の枠組みになってはじめての中間報告。両国首脳への報告書という形をとる。この後、中間報告は長大化の道をたどるが、最初の年は 50 ページで、おおよそ日本 33 ページ、アメリカ 15 ページ。外務省による仮訳がついた。

法曹関係は、約 2 ページで、Legal Services (Gaikokuho-Jimu-Bengoshi) という、よくわからない項目も見られた。

日本側の主張の概略は以下の通り。長年、アメリカが主張している問題でも、日本が受け入れていないものもある。

A. 法律サービス (外国法事務弁護士)

1. 弁護士と外弁との提携を推進するため、2003 年 1 月中旬に法案を提出予定。日本政府は、外弁などがそのプロセスにおいて意見表明を行う機会を提供している。

2. 日本政府は、外弁が専門職法人を設立することなどに関する米国政府の提案に留意する。

3. 外弁による弁護士の雇用禁止の見直しについては、日本政府は、慎重に検討する。

4. 外弁が第三国法に関する法律事務を取扱うことへの規制の見直し及び外弁登録のための職務経験要件の緩和については、日本政府は、その取扱いを慎重に検討する。

5. 3 及び 4 の検討を進めるにあたり、日本政府は、日弁連、外国法事務弁護士協会及び在日米国商工会議所と意見交換を行う。

6. 日本政府は、日弁連及び地方弁護士会が外弁に対し、弁護士会の手続に参加する効果的な機会を提供することを引き続き支持する。

7. 法務大臣は、外弁として承認する申請に関する決定を概ね 2 ヶ月以内に行うよう努めている。

B 司法制度改革

1. 司法制度改革審議会は最終意見を内閣に提出した。日本政府は、3 年以内を目途に所要の措置を講ずることを閣議決定した。

2. 司法制度改革推進法により以下が進められている。

a. 仲裁法を改革するため改正法案を、2003 年 1 月中旬提出予定。

b. 審理期間を半減するための法案を、2003 年 1 月中旬提出予定。

c. 司法の行政に対するチェック機能を強化するため、2004 年 11 月 30 日までに所要の措置を講ずる。

10/23/2002 要望書 : Annual Reform Recommendations for the Government of the United States to the Government of Japan under the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative

(説明・概略) 全 49 ページ。JUDICIAL SYSTEM REFORM (司法制度改革) と用語が前面に出てきたが、約 2 ページで分量としては減少している。まだおかしいところも多いが、仮訳は良くなってきている。もう、法曹人口についての要求はない。

提言の概要では、以下の 5 点が言われている。日弁に対する要求が、そのうち一つを占める。それだけでなく「**提携の自由**」の詳論部にも「**パートナーシップその他の提携関係に参加するに当たり、日本弁護士連合会(日弁連)や地方弁護士会が制限を加えないよう保証する。**」という文言が見られ、日弁連が敵視されていることがわかる。司法改革の目的は、「日弁連潰しである」ということを主張する一部の人々がいることを思いだす。

1. 提携の自由： 日本の弁護士と外国弁護士間の提携に関するすべての制限を撤廃。外国弁護士や外国弁護士事務所による日本の弁護士の雇用を認める。
2. 専門職法人与有限責任組織： 外国弁護士や外国弁護士事務所が、日本で事務所を設立する際、その形態を自由に選択することを認める（有限責任パートナーシップ（LLP）、有限責任法人（LLC）、専門職法人、および支店）。
3. 外国弁護士に対する不必要な規制の撤廃： 日本での法律実務のすべての期間を外弁となるための職務経験として換算する。外弁が、第三国の法律に関する助言を提供することを認める。外弁資格取得の申請に必要な書類および審査に必要な時間の削減。
4. **弁護士会の審議における透明性と公平性：日弁連および地方弁護士会が、外弁に影響を与えるであろう規制を制定・実施する際には、外弁がその過程に参加できるようにする。**
5. 司法制度改革： 民事訴訟の迅速化。司法による行政機関の監視の強化。

詳論部で気になる部分。

I-D. 弁護士会の審議における透明性と公平性 米国は日本に対し、日弁連および地方弁護士会が外弁に影響を与えるすべての法律や規則を制定・施行する際に、外弁が効果的に参加する機会を提供するために必要な措置を講じることを求める。それらの措置には、外弁が適切な通知や意見表明の機会が与えられ、また、外弁が行ったとされる不正行為を審査する懲罰委員会への参加も含まれる。

：日弁連についての要求が行われている。

以上

2003

05/23/2003 中間報告 Second Report to the Leaders on the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative

（説明・概略）57 ページ中、司法関係は 2.5 ページ。日本主張は、以下の通り。アメリカからの長年の要求である、外弁による日本の弁護士の雇用など多くが認められている。ちなみに、小泉純一郎が総理大臣に就任したのは、2001 年 4 月である。

A. 法律サービス

1. 2003年3月に、以下を含む法案を本通常国会に提出した。

- (a) **外弁による弁護士の雇用禁止の撤廃**
- (b) **外弁と弁護士との共同事業等に関する規制の撤廃**
- (c) 特定共同事業制度の廃止及び外国法共同事業の創設

2. 省略

3. 日本政府は、外弁法人の設立について、基礎的な検討を行う。

4. **外弁は、外弁を管理する会則・会規を審議する、所属の日弁連及び地方弁護士会の総会を含む諸手続に出席し、意見を述べ、外弁に適用されうる全ての会則・会規の策定・施行に関する議決に参加することができる。**

5. 省略

B. 司法制度改革

1. 民事訴訟の充実・迅速化のため、2003 年の通常国会に、民事訴訟法の一部を改正する法律案を提出した

- (a) 複雑な事件等について裁判所に審理の計画の策定を義務付ける規定
- (b) 訴えの提起前における当事者の証拠収集手段の拡充

2. 行政訴訟制度の見直しについて、2004 年11 月30 日までに所要の措置を講じる考えである。

10/24/2003 要望書 Annual Reform Recommendations for the Government of the United States to the Government of Japan under the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative

(説明・概略) 全 59 ページ。司法関係は、1.5 ページとかなり少ない。『米国は、日本が最近、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」と「弁護士法」を改正することにより、外国法事務弁護士(外弁)と日本弁護士(弁護士)との間の提携の自由に関する規制を実質的に取り除いたことを評価する。』というお褒めの文言が初めて記され、アメリカ側の主張が大きく受け入れられたことを示す。それもあって、要望書の司法関係の要求が減少した。この頃の司法制度改革は、司法に行政を監視させて、規制を撤廃しようという方向付けのようである。

概略部では、更に以下の 4 点の要望が挙げられている。日弁連の解体に等しいような変容を迫る要望もある。

1) 提携の自由 : **日弁連および地方弁護士会が、改正法の実施に伴う規則および規制の採択に際して、外弁が完全な投票権を有する会員として参加することを認めること、また、規則・規制の原案を公表し、パブリックコメント手続きに付すことを確保する。**

2) 外弁の資格基準 : 日本において原資格国法に関する業務をおこなったすべての期間を、外弁資格における 3 年の職務経験要件に算入することを認める。

3) 外弁による専門職法人と支店の設立

4) **司法による行政機関の監視の強化** : 行政による規制行為をやめさせるためのもの。

詳論部で、気になるのは以下の部分。

I-A-1. 改正外弁法の「提携の自由」にかかわる条項が、2004 年 9 月までに施行されるように、必要なすべての措置を講じる。

: アメリカの細部にわたる要求の一例。

I-A-2. **日本弁護士連合会(日弁連)および地方弁護士会は、登録された外国法事務弁護士(外弁)が投票権を有する会員となることを認めること、また、外弁が外弁法および弁護士法の改正に伴う規則、規制の素案作成にかかわるすべての委員会、研究会に完全な形で参加することを認めること、さらに、日弁連がそのような規則および規制の素案をパブリックコメントに付すため、最終決定がなされる代議員会および、あるいは、総会に相当期間先立って公表することを確保する。**(ensure の法律用語としての定訳は、「確保する」だがおかしい日本語。「確実にする」くらいか。)

: 今後、アメリカの法務会社の営利的な方針が、日弁連の方針を左右する時代が来るかもしれない。

I-B-1. **外弁が、原資格国における組織の支店を日本において開設することの代案として、日本弁護士による専門職法人と同一の位置付け、また、利便をそなえた専門職法人を設立することを許可する。**

: 支店の許可の要求とほとんど同じではなかろうか?

以上

2004

06/08/2004 中間報告 Third Report to the Leaders on the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative

(説明・概略) 67 ページと大部なもの。日本 : 米 = 2 : 1 の分量は変わらず。

外務省による仮訳は、「Legal Services」を「法務サービス」と「法律サービス」の二通りに訳しているのがどうかと思うが、良い訳である。司法制度改革については、行政訴訟の問題しか答弁していないことが注目される。

日本の主張は以下の通り。

A. 法律サービス

1. 提携の自由

a. 2003年7月に、外弁法の改正を行った。内容は、外弁による弁護士への雇用禁止の撤廃、特定共同事業制度の廃止及び外国法共同事業の創設などである。

b. 改正外弁法は、2年以内（2005年7月まで）に施行する。

c. 日弁連は、改正外弁法を施行するための会規・会則を作り始めた。

d. 「**法務省は、日弁連が改正外弁法の基本的な理念及び解釈に即した会規・会則を制定するよう、日弁連との協議を通じて、改正外弁法についての正しい理解と会内での関連手続きにおける適切な取扱いを促すための努力を行ってきた。**」

：（要約すると）法務省は、日弁連に真面目に圧力をかけたということ。

2. 法人化及び支店：法務省が検討中。

B. 司法制度改革

1. 日本政府は2004年3月、行政訴訟法の改正法案を提出した。内容は、救済範囲の拡大、審理の促進、行政訴訟をしやすくする、仮救済制度の整備。

2. 上記法案は、原告適格の拡大を意図している。

10/14/2004 要望書 Annual Reform Recommendations for the Government of the United States to the Government of Japan under the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative

（説明・概略）全69ページ。2003年の要望書「商法」の部分に初めて現れたADRの強化という要求が、2004年は「法務制度改革」の部分に現れ、しかも中心的な要求となっている。「法務制度改革」は、詳論部で2.5ページだが、ADRはそのうち1.5ページを占める。ADRを取り込むためか表題も2003年の「法務サービスおよび司法制度改革（Legal services and judicial system reform）」から2004年は「法務制度改革（Legal system reform）」に変わっている。

概要部は、「日本において必要とされる効率的な国際的法務サービス並びに法的係争を迅速かつ廉価で解決できるメカニズムに答える法務環境を創造することは」と書き始められ、ADRに対する要求が「迅速かつ廉価」に済ますことを目的としたものであることがわかる。

提言の概要では、以下の4点の要望が挙げられる。

1. 提携の自由：**改正外弁法を2005年4月1日までに完全に実施する、日本弁護士連合会が、その会則・規則を改正法の自由化精神に則って実施することを確保する。**

2. 専門職法人とその支所の設立：外国弁護士が、専門職法人・支所を設立することを認める。

3. 裁判外紛争処理（ADR）手続：今回の要求の眼目。内容は、詳論部で。

4. 外国弁護士の資格基準：日本において行なった原資格国法に関する全ての実務期間を、外国法事務弁護士資格に必要な三年の職務経験要件に算入することを認める。

詳論部について、気になる部分は以下の通り。

I. 提携の自由

I-B-1. 日弁連の会則並びに規則が、自身と異なる業務範囲をもつ外弁アソシエイトを雇用する外弁パートナーが、その外弁アソシエイトにより取り扱われる法務事件を受諾することを束縛するような形で適用されない。

：疑問を感じる要求である。

I-B-3. 弁護士、外弁それぞれの権限及び法律業務についての依頼人に対する説明義務は、近代的かつ国際的慣行に沿ったものであり、不合理に負担となるものとしな

：具体的に何が目指されているのかが理解しにくいですが、英語で説明しても足りるとする趣旨か、或いは、外弁による不十分な日本語でも足りるとする趣旨ではなかろうか？

II. 専門職法人及び支所の設立の容認、法務省の検討を 2004 年度末までに完了する。

III. 外弁に対する最低資格基準の緩和：以前からの要求

IV. 裁判外紛争処理手続の促進 ADR

IV-A-2. 現在の仲裁手続で認められているものと同程度に国際的側面が存する全ての形式のADRプロセスにおける関係者を代表するために、外弁及び外国弁護士が日本を訪れることを認める。

IV-A-3. ADR関係者が適用される規則、プロセス、基準について合意することを一般的に認めることにより、ADRプロセスが柔軟に個別の状況に即した最適なものとなることを可能にする。

IV-A-4. アドホックの自己管理された国際仲裁及び調停、また、国際商工会議所、アメリカ仲裁協会、ロンドン国際仲裁裁判所などの国際機関(原文は、「他の類似機関」)が、日本法の基において明確に合法かつ正当であること、さらに、それらが日本政府あるいは日本政府によって指名されたものによる許可なしに、日本において活動を継続できることを確保する。

：上の三つで、日本でのADRでも、規則、プロセス、基準を、アメリカと同じにできる。

IV-B-1. 仲裁、調停、仲介その他のADRプロセスにおいて報酬のために中立者として活動する紛争処理組織、外弁、非弁護士は、法律業務を行っているのではなく、従って弁護士法第 72 条、あるいは 外弁法(適用される場合は)に違反するものでないことを、新しい立法措置を通じて明確にする。

IV-B-2. 非弁護士が、自身であるいは中立者として取り扱うADRプロセスは、弁護士の監督を受けるとする要件は、一般的に、課せられないこととする。

：ADR からの日本弁護士の排除。

IV-C. ADR免許制の制限

IV-C-1. 仲裁サービスには適用されない。

IV-C-2. 完全に自主的なものである。

IV-C-3. 報酬のためにADRサービスを提供する非免許の組織あるいは請負人は、なんら弁護士法に違反するものではないこと、また、非免許の組織あるいは請負人によって提供されたADRサービスによる紛争の解決は、ADR提供者の非免許資格を理由とする法的告発の対象とはならないことを明確にする。

：野放図になりすぎる可能性がある要求。

以上

2005

11/02/2005 中間報告 Fourth Report to the Leaders on the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative

(説明・概略) 11 月という遅い時期の中間報告。87 ページもある(訳は 75 ページ)。法サービスについては、2.5 ページほど(ちなみに、アメリカ側の法サービスへの対応は 1.5 ページ弱)。日本側の完全降伏のような内容にも思われる。小泉政権がどのようなものであったか、考えさせられる。

内容は以下の通り。

IX. 司法制度改革(アメリカ側は、judicial system reform: 司法制度改革、Legal system reform: 法務制度改革と訳し分けているのに、日本の外務省はどちらも司法制度改革と

訳している。)

A. 外国弁護士の提携の自由の確保

1. 改正外弁法は、(アメリカの言う通り) 2005年4月1日に施行された。

2. **日本弁護士連合会(日弁連)は、外弁による弁護士の雇用及び外国法共同事業に関するものを含め、改正外弁法の施行のための会則及び会規を制定した。日弁連との協議を通じて、法務省は、日弁連が改正外弁法の基本的な理念と解釈に即した会則及び会規を策定することができるように、日弁連による改正外弁法のよりよい理解とそれぞれの会内での関連手続の適切な運用を促すための努力を行ってきた。**

: 要は、日弁連は、改正外弁法の施行のための会則及び会規を制定した。これには、法務省が圧力をかけた。

3. 外弁法の解釈について米国政府によって表明された懸念に関し、自身とは異なる業務範囲を有する外弁アソシエイトを雇用する外弁パートナーは、外弁法5条の2(第三国法に関する法律事務)の規定に従うことを条件に、当該外弁アソシエイトによって取り扱われる法律事務の受任及び取扱いが可能であるということが法務省の見解である。

4. **法務省は、日弁連の会則及び会規が法務省の見解と矛盾しないよう、必要に応じ、その会規・会則の適切な運用について日弁連と協議する。**

: 弁護士自治は何処へ?

B. 法人及び支店の設置については、前向きに考慮中。

C. 裁判外紛争解決手続の促進

1. 2004年「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)制定。

a. ADR法においては、ADR業務に対する法務大臣の認証の要件は、最小限のものである。また、ADR事業者のADR業務に対する認証は、完全に任意であり、日本国籍及び他国籍の者に等しい基準で開放されている。ADR法は、認証を受けないADR業務の提供者がその業務を継続すること及び新たなADR事業者が認証を受けずに新たな事業を設立することを制限しない。

b. **一般的に、当事者が個々のADR手続に適用される規則、プロセス及び基準を決定することが認められる。**

c. ADR法の下で認証を受けたADR業務は、弁護士法第72条に違反するとは解されない。同様に、ADR業務において弁護士でない者が報酬を得て調停人として活動することも、それが社会的にみて正当であれば、当該弁護士でない者が提供するADR業務が認証を受けていなくとも、弁護士法第72条に違反するとは解されない。また、仲裁法にしたがって仲裁人として活動することも、弁護士法第72条に違反するとは解されない。

d. 認証を受けたADR業務において弁護士でない者が調停人として活動する場合、弁護士が当該ADR手続を監督しなければならないという一般的な要件はない。代わりに、必要な場合に弁護士から助言を受けるための仕組みが必要である。

e. 加えて、**外弁及び外国弁護士は、いずれも弁護士と同様に、日本国内において行われる国際仲裁手続において当事者を代理する業務を行うことが認められる。日本国政府は、外弁は、その職務の範囲内で、ADR手続(外弁法第5条の3の対象となる仲裁手続を除く。)において当事者を代理する業務を行うことが認められることを確認する。**

2. ADR法は2007年5月31日までに施行される。

a. ADR法の施行のためのすべての省令及びガイドラインについてパブリック・コメント手続が行われることを確保する。また、

b. **ADR法が施行された後、これらのADR手続について明らかになった問題や障害を改善するための措置を遅滞なく探る。**

: ADRについて、アメリカ側の主張がほとんど受け入れられていることを示すために、ほとんどを引用した。

以上

12/07/2005 要望書 Annual Reform Recommendations for the Government of the United States to the Government of Japan under the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative

(説明・概略) 12月という遅い発行。全56ページ。法サービスは、詳論で1ページと少ない。仮訳には、「注：下記の日本語文書は仮翻訳であり正文は英文。」という注が新しく付けられている。ADRに対する要求が、完全勝利に終わりアメリカの法務制度に対する要求は、ほとんどなくなってきた。そのためスペースがあるので、2006年の年次改革要望書概要部の前文の全文を示す。アメリカは、社会正義など念頭になく、商売のことだけだということがわかっていただけのだろう。

「日本の国内及び外資系企業や個人に対する効率的な国際的法務サービスの提供を促進する法環境は、日本経済の健全性に多大に貢献する。外国法事務弁護士(外弁)と日本弁護士(弁護士)との自由な提携の確保は、日本の企業及び顧客が、費用対効果の高い、適時かつ統合された法務サービスを利用するための最も重要な要因の一つである。2003年の外弁法改正はその方向に向けた歓迎すべき重要な第一歩であるが、法務省及び日本弁護士連合会(日弁連)双方が、2003年改正外弁法をその自由化精神に則り実施して初めて日本経済に有益な影響を持つことになる。また、効率的な国際的法務サービスの提供に関するその他の障害についても、引き続き措置が必要である。例えば、外国法律事務所による日本国内の複数の支所設立に関する制限は、日本の消費者の法務サービスに対するニーズに応える能力を阻害している。さらに、現行の規則は、日本において国際的法務サービスを提供するという長期的関心を持つ外国弁護士が外弁資格を取得することを阻んでいる。国際的法務サービスを提供するための法的環境を改善するため、米国は、日本が以下の措置を講じることを提言する。」

概要部では、以下の3点が要求されている。

1) **外弁に対する提携の自由の確保: 日弁連と各地弁護士会の規則が、外弁と弁護士との提携の自由に関して外弁法の文言及び自由化の精神に則ったものであり、外弁に対して差別的でないことを確保するため、法務省と日弁連との継続的協議やその他の必要な措置を含む取組みを行う。**

2) 専門職法人及び支所の設立の容認

3) 外弁に対する最低資格基準の緩和

: 1) は、日弁連を問題視していることがよくわかる。2) 3) は、日本が長年拒否しているもの。

もはや、要求そのものが少なく、詳論部で気になる部分はない。

以上

2006

06/29/2006 中間報告 Fifth Report to the Leaders on the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative

(説明・概略) 全76ページ。双方の国の対応の報告であるから当然だが、中間報告のほうが、大部になる傾向がはっきりした。この前後は、Japan Postに関する記載が多く、法サービスは1ページほどである。

日本による対応は以下の3点。

VIII. 司法制度改革(前述したように Legal system reform のことである。)

A. **外国弁護士の提携の自由の確保: 法務省は、外弁法の適切な実施について、日本弁護士連合会(日弁連)及び各地の弁護士会の会則及び会規が法務省の見解と矛盾しないよう、**

引き続き、必要に応じ、日弁連及び外弁と協議する。

B. 専門職法人及び支店の設置の許容: 昨年から、法務省は、これらの問題について協議するため、日弁連及び外弁と数回にわたり会合を行ってきた。何らかの結論を、2007年4月までに通知する。

: 長年拒否してきたが、一歩進んだような・・・。

C. 外国弁護士の裁判外紛争解決(ADR)手続への参加の許容: 日本国政府は、日本国内で行われる ADR 手続であって当事者の一人が外国籍であるか又は外国法が適用されるものについては、少なくともその代理行為が外弁法に矛盾しない限りにおいて、外弁が当事者を代理することができることを確認する。日本国政府は、日本で行われる全ての形態の ADR 手続において、外弁が主宰者として活動することが認められるべきであるとする米国政府の見解に留意し、この分野におけるより一層の法的確実性を確保するために適切な措置を執るべきかどうかについて、更に検討を行う。

: 日本の国内で「又は外国法が適用されるもの」とは?

ADR については、ほとんどアメリカの主張を認めている。

12/05/2006 要望書 Annual Reform Recommendations from the Government of the United States to the Government of Japan under the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative

(説明・概略) 全 47 ページ。アメリカの司法改革への要求は、社会正義の達成のためではなく、商売のためであるとは、何度も書いてきたことである。2006 年、とうとう露骨に「商法」の項目と統一され「商法および司法制度改革」となった。商売のための法制度というアメリカの関心のありようが、明らかである。分量は詳論で 2.5 ページあるが、司法改革は 1 ページである。司法は、もう手中にしたと判断したためか、要求の表題も「司法制度改革の達成 Achieving Legal System Reform」となっている。僭越な表題である。(なお、ここでは、在日米国大使館訳も Legal System Reform を、法務制度改革と訳さず司法制度改革と訳している。)

具体的な要求としては、「日本弁護士の海外の法務パートナーシップへの加入」が、目新しい。また、ADR では、さらなる要求が提示されている。

提言の要点に挙げられているのは、次の4点で、三つまでが商法関係である。

- 1) 効率的な企業再編と株主価値の推進
- 2) 優れたコーポレートガバナンスの強化
- 3) 日本で合法的に事業を行う外国企業の保護
- 4) 司法制度改革の達成: 外弁に専門職法人および支所の設立を認める。日本における法務経験を外弁の最低資格要件として算入する。日本弁護士の海外の法務パートナーシップへの加入を認める。日本における国際ADR手続において、外弁および外国弁護士が中立者として活動し、当事者を代理することができることを確保するとともに、国際基準および慣行と整合性の取れた新たなADR法の施行により、仲裁およびその他のADRを推進する。

詳論部での、ADRに対するさらなる要求は、以下のようなものである。

IV-D-1. 外弁、外国弁護士および非弁護士が、準拠法や紛争事項にかかわらず、全体的にまたは部分的に日本で行われるあらゆる国際仲裁またはその他の国際的な裁判外紛争解決手続(ADR)において、中立者として活動を許可されていることを確保する。

IV-D-2. 外弁が日本で行われるあらゆる国際的なADRにおいて当事者を代理することができることを明確にするため、外弁法を改正する。

IV-D-3. 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)が、国際基準と慣行に整合する形で施行され、また日本を国際的な紛争解決の中核として確立させるという目標を

阻害するのではなく推進することを確保する。この目的の促進のために、以下の措置を取る。

IV-D-3-a. ADR法の施行に関して政府が提案するすべての法令、規則およびガイドラインに対して、パブリックコメント手続きを適用する。

IV-D-3-b. 日本仲裁人協会が、ADR法の施行に関する規則が最終決定される前に、規則案を公表してパブリックコメントを募集し、最短60日間のコメント提出期間を設けることを確保する。

以上

2007

6/6/2007 中間報告 SIXTH REPORT TO THE LEADERS ON THE U.S.-JAPAN REGULATORY REFORM AND COMPETITION POLICY INITIATIVE

(説明・概略) 76 ページ。分量として日本2 : アメリカ1は変わらず。「商法及び司法制度改革」は4ページ強であるが、本資料で問題とする司法制度改革部分は、1ページ強である。

日本政府の対応は、専門職法人および支店の設立については前向きに検討、国際法務パートナーシップの加入については調査研究、ADRについてはアメリカの意向を迎えるというもの。

10/18/2007 要望書 Annual Reform Recommendations from the Government of the United States to the Government of Japan under the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative

(説明・概略)

全50ページ。「商法および司法制度改革」は、詳論部で3ページ。

概論部の提言の要点で、以下の4点が挙げられる。

- 1) 効率的な企業再編と株主価値の促進
- 2) 優れたコーポレート・ガバナンスの強化
- 3) 適法に日本で事業を行う外国企業の保護
- 4) 司法制度改革の達成：外弁による専門職法人および支所の設置を認める。日本の弁護士が国際的な法務パートナーシップと自由に提携することを認める。外弁の最低資格要件を改正する。仲裁および裁判外紛争解決を促進する。

よって、ほとんどが商法関係である。

詳論部「IV. 司法制度改革の実現」で気になる部分は、以下の通り。

「IV-A-2. 外国弁護士事務所ならびに日本にいるその弁護士および外弁パートナーを含むすべての弁護士事務所が、専門職法人の設立にかかわらず日本国内に複数の支所を設置することを認める。」

：訳が分かりにくい。内容は、アメリカの法律会社 (law firmを直訳) が、いきなり日本に支社を作れるし、日本に居るパートナー (弁護士や外弁) を通じて支社を作れるようにせよということ。

「IV-B. 弁護士に対する国際的法務パートナーシップとの自由な提携の容認」

：渉外の現場に居ないので「国際的法務パートナーシップ」がどういうものか、よく分からないが、外国の法律会社とパートナーとなることであろうか。

IV-C. 外弁に対する最低資格基準の見直し 原資格国法に関する実務に費やしたすべての期間が、その経験を得た環境にかかわらず、外弁資格に必要な3年間の職務経験要件

に算入されるよう、外弁法を改正する。

：アメリカで弁護士資格をとった場合、中国や日本やインドでアメリカの法律を扱う実務をしたらそれを、外国法事務弁護士となるための資格要件の3年間に加える。

以上

2008

7/5/2008 中間報告 SEVENTH REPORT TO THE LEADERS ON THE U.S.-JAPAN REGULATORY REFORM AND COMPETITION POLICY INITIATIVE

(説明・概略) 全 92 ページ。分量として日本 2 : アメリカ 1 は変わらない。「COMMERCIAL LAW AND LEGAL SYSTEMS REFORM」に、外務省は「商法及び司法制度改革の実現」という訳を付けている。「実現」は、どこから持ってきたのだろうか?ともかく、その項目は、7 ページ近くあるのだが、司法制度改革は 1 ページに満たない。

日本の対応は以下の通りで、前年と同じく、ADR 以外は検討中、ADR はすべて認めるという立場である。

1. 専門職法人および支所設立の容認：法務省及び日本弁護士連合会は、2008 年末までに結論を得ることを目標として、「外国弁護士制度研究会」を設置した。
2. 弁護士に対するインターナショナル・リーガル・パートナーシップとの自由な提携の容認：法務省は、鋭意、調査研究を行う。
3. 裁判外紛争解決手続 (ADR) の促進
 - a. 日本国政府は、外国法事務弁護士、外国弁護士及び弁護士資格を有さない者が、準拠法又は紛争の内容にかかわらず、仲裁法に基づく仲裁手続において主宰者となることが認められていることを確認する。
 - b. 日本国政府は、仲裁以外の ADR 手続において、その業務が裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づいて法務省によって認証されたときは、外国法事務弁護士、外国弁護士及び弁護士資格を有さない者は、認証された業務にかかる ADR 手続の主宰者として業務を行うことができることを確認する。
 - c. 日本国政府は、外国法事務弁護士が、ADR 業務について法務省の認証を受けているか否かにかかわらず、外国法事務弁護士の権限の範囲内で、又は、外国法事務弁護士の権限の範囲外の ADR 手続にあつてはケース・バイ・ケースで、ADR 手続の主宰者となることができることを確認する。
 - d. 日本国政府は、外国法事務弁護士が、日本で行われるいかなる国際 ADR 手続においても、少なくともその代理が外弁法と矛盾しない範囲において、当事者を代理することが認められていることを確認する。
 - e. 法務省は、日本で実施されるあらゆる国際的 ADR 手続において、外国法事務弁護士が、より高い法的確実性をもって主宰者となることのできるための措置、あるいは、当事者を代理することができるための措置を適切に講じることができるかどうかについて調査を続ける。

以上

10/15/2008 要望書 Annual Reform Recommendations from the Government of the United States to the Government of Japan under the U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative

(説明・概略) 全 45 ページ。「商法および司法制度改革」は、詳論部で 5 ページ。

提言の要点で、以下の 3 点が挙げられる。

- 1) 国境を越えた M&A の推進

2) 優れたコーポレートガバナンスの強化

3) 司法制度改革の実現：外国法事務弁護士（外弁：原文は foreign lawyers）による専門職法人の設立を許可する。すべての弁護士事務所が日本全国に支店を設立することを認める。日本の弁護士がインターナショナル・リーガル・パートナーシップと提携することを容認する。最低資格基準を簡素化するとともに、新規の外弁登録申請の承認手続を迅速化する。外弁があらゆる国際仲裁手続において当事者を代理することを許可する。営業秘密盗用の刑事訴追を促進する。

詳論部で気になる部分は、以下のとおり。

「III-A-1. 支店を設置する資格など、日本で登録している外国法事務弁護士(外弁)が日本の弁護士の専門職法人と同じ根拠に基づき、同じ利益を享受できる専門職法人を設立することを容認する法案を、次期通常国会に提出する。」

：時期まで指定した、いつもの僭越な指示。

「III-A-4. 日本以外の法律に準拠するすべての仲裁を含め、日本で行われるすべての国際裁判外紛争解決(ADR)手続きにおいて、外弁が主宰者として活動すること、また当事者を代理することができることについて、法的確実性を高めるための適切な措置を講じることができるかどうかに関する法務省の調査を2009年3月までに完了する。また2009年中にそのような措置を実施するための措置を講じる。」

：数年前よりADRに対する要求が前面に出ているが、ADRでは「日本以外の法律に準拠する (governed)」こともできるらしい。つまり、法廷では日本の法律しか適用されないため、ADRを作らせて、そこではアメリカの法律を適応して解決しようという意図にも取れる。

「III-B. 営業秘密盗用の刑事訴追の促進 営業秘密盗用の被害者が、犯罪者に対する刑事訴訟において検察官と協力することを促すため、営業秘密を公開すると見込まれる証人が傍聴人不在の状況で審問されることを許可し、その上で公開の法廷でその営業秘密を守る証言の概要を提供することで、営業秘密盗用の刑事裁判において営業秘密の内容が公開されないことを確保する新たな手続きを導入する。」

：企業利益の保護には、熱心である。

以上